

公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

2. 基本的な考え方

金融商品取引法の累次の改正、ITの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展、さらには海外との間のクロスボーダー取引の拡大等、我が国市場はダイナミックに変化しています。証券監視委は、こうした市場の動向を常に注視し、感度を一層高めた情報収集・分析を行い、対応を要する問題にタイムリーに取り組んでいきます。

(1) 機動性・戦略性の高い市場監視

- ▶ 証券監視委の持つ、勧告、告発、裁判所への申立て及び建議といった手段を戦略的に活用し、現下の市場における問題に早期に取り組み、監督当局や自主規制機関等と連携し、問題の内容に応じ、効果的な対応を行っていきます。
- ▶ その際、最近の市場の動向や外部から入手した情報及び監視活動から得た情報等を総合・分析し、顕在化しつつある問題をタイムリーに把握し、機動的に対応していきます。

(2) 市場のグローバル化に対応した監視力の強化

- ▶ クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化し、これらが我が国市場や投資者へ与える影響が高まっていることを踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組んでいきます。
- ▶ グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、海外当局との意見交換等、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用し、内外の業務全体を視野に入れた検査を行っていきます。
- ▶ そのため、国際的な事案への対応力を備えた人材の育成に取り組むとともに、意見交換や人材交流等を通じた海外当局とのネットワークの強化に努めていきます。

(3) 市場規律の強化に向けた取組み

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議等を通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ また、各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等と連携し各市場参加者に積極的に働きかけていきます。そのため、市場参加者との対話や市場への情報発信を充実させ、証券監視委の問題意識を分かりやすく伝えるよう努めます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて、公正・透明な質の高い市場の形成に貢献することが、我が国市場の発展、国際競争力の向上に資するものと考えています。

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

(1) 情報力に支えられた機動的な市場監視

- ▶ 様々なチャネルを通じて得られる情報の総合・分析や個別取引や市場動向の審査・調査により、市場における問題をタイムリーに把握し、機動的に市場監視を行っていきます。
- ▶ 発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行い、違反行為の全体像を解明し、適切な法執行に努めます。
- ▶ 従来取り上げられてこなかったものの、市場の公正性の観点から問題があると認められる取引等についても注意を払い、対応を検討していきます。
- ▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券規制当局間の情報交換枠組み等を積極的に活用し、海外当局への調査依頼等により、実態の解明を行い、適切な法執行に努めます。

(2) 重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ▶ インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計や虚偽記載等の違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応していきます。その際、事案の内容に応じ、捜査当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行っていきます。

(3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

- ▶ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、迅速・効率的な開示検査の実施に努めます。
- ▶ 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。その際には、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めています。

(4) 不公正取引等に対する課徴金制度の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かし、インサイダー取引、相場操縦や風説の流布・偽計といった不公正取引等の調査等を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶ 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、引き続き調査結果を踏まえ積極的に必要な提言を行っていきます。

(5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶ 検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、検査対象業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着に取り組み、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶ グローバルに活動する国内大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、金融庁検査・監督部局によるモニタリングの情報も活用しつつ、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証していきます。

(6) 詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応

- ▶ 投資者保護の観点から、詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為の実態の解明及び被害の拡大防止に努めます。検査対象先の選定にあたっては、様々なチャネルを通じて情報を収集・分析し、問題業者に迅速に対応する態勢を強化していきます。また、悪質性の高い業者については、関係機関と連携し、厳正な対応を図っていきます。
- ▶ 無登録業者によるファンドの販売等に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化するとともに、裁判所への禁止・停止命令の申立て（金商法第 192 条）の権限を積極的に活用し対応していきます。

(7) 情報発信の充実

- ▶ 勧告等の個別事案に係る報道発表等において、事案の内容及び問題点が的確に伝わるよう、具体的で分かりやすい説明に努めます。
- ▶ 過去の事例をまとめた課徴金事例集や証券検査における主な指摘事項の公表等において、違反行為の未然防止に資する観点から内容を充実させ、効果的な情報発信に努めます。
- ▶ 証券監視委のウェブサイトについて、利用者・情報提供者の使いやすさに配慮した見直しを行うほか、英語での情報発信にも注力していきます。

(8) 自主規制機関等との連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関等と情報や問題意識を共有して監視に取り組んでいきます。このため、自主規制機関等の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資者への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。